

瑞穂市人権施策推進指針

～誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり～

平成 30 年 3 月

瑞 穂 市

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 指針策定の背景と趣旨.....	1
2 指針の位置付け.....	5
3 指針の基本理念.....	6
4 指針の期間.....	7
第2章 あらゆる場における人権施策の推進	8
1 学校における人権教育の推進.....	8
2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進.....	10
3 企業等における人権教育・啓発の推進.....	14
第3章 各課題における施策の推進	17
1 女性の人権.....	17
2 子どもの人権.....	21
3 高齢者の人権.....	24
4 障がいのある人の人権.....	27
5 同和問題.....	31
6 外国人の人権.....	33
7 感染症患者等の人権.....	36
8 刑を終えて出所した人の人権.....	39
9 犯罪被害者等の人権.....	41
10 インターネットによる人権侵害.....	44
11 性的少数者の人権.....	47
12 その他の人権問題.....	49
第4章 指針の推進体制	50
1 推進体制.....	50
2 関係機関との連携.....	50
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進.....	51



基本的な考え方

1 指針策定の背景と趣旨

(1) 人権に関する国際的な動向

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合(以下「国連」という。)総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第2条では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と定められています。

その後、同宣言を実効あるものにするために、

- ・昭和40年(1965年)「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」
- ・昭和54年(1979年)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」
- ・平成元年(1989年)「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの諸条約の採択とともに、国際婦人年をはじめとする各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的な潮流として広がっていきました。

さらに、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られてきています。

- ・平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年」の国連決議
- ・平成16年(2004年)「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承
第一段階(平成17年(2005年)～5年間):初等・中等学校制度における人権教育の推進
第二段階(平成22年(2010年)～5年間):高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進
第三段階(平成27年(2015年)～5年間):メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育の推進期間中となっています。

(2) 国の取り組み

わが国においては、日本国憲法において「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」が定められています。そのうちの「基本的人権の尊重」についても、さまざまな取り組みが行われてきました。

わが国では、「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、平成9年7月に、人権教育に関する国内行動計画を策定し、多分野にわたる人権問題に取り組んできました。

また、平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発の基本理念や施策の策定及び実施は、国の責務として明らかにされ、地方公共団体においても、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施が責務とされました。

そして、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その基本計画には、以下の4つの方針が示されました。

- ① 広く国民の一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要がある、そのためにはねばり強い取り組みが不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答弁を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定にあたっては、行政の中立性を配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

その後、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」、平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正(「改正DV法」)、平成20年4月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」による法律改正、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(「ヘイトスピーチ解消法」)及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定などの人権関係法の整備や改正が行われました。

現在、国の人権教育・啓発白書においては、啓発活動重点目標として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、性的指向における少数者、性自認を理由とする偏見や差別、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別の17項目が取り上げられています。

啓発の内容、実施方法についても幅広く理解と共感が得られることが重要であるとともに、特定の職業に従事する者や、地方公共団体においても人権教育・啓発の担当者の育成のための研修が必要とされています。

(3) 県の取り組み

岐阜県においては、平成 10 年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置され、平成 12 年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が平成 15 年 3 月に策定されました。

平成 17 年には、これまでの「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

平成 20 年には、DV や子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、平成 25 年 3 月には、第 2 次岐阜県人権施策推進指針として改定が行われました。この改定された指針によって、岐阜県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるため人権教育及び人権啓発の総合的な取り組みを行っています。平成 30 年 3 月には第 3 次改定がなされます。

(4) 瑞穂市人権施策推進指針策定の趣旨

日本国憲法では、基本的人権の尊重で示すように、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利です。

私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人はみな平等であるという基本理念にたったうえで、文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認めあい、一人ひとりが自由を確保し、互いに尊重しあうことが大切です。

しかし現状においては、国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などが社会問題化しています。また近年では、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じています。

これらの人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたっており、瑞穂市（以下「本市」という。）においても現実に発生しています。

こういった人権問題は、人々の偏見や差別意識などにより発生するものであり、人権教育及び人権啓発により解消することが大きな課題です。

本市においては、「瑞穂市第 2 次総合計画」において「心が通う助け合いのまち」

を目標に掲げ、人権に対する理解や意識を高め、市民がお互いに認めあい、幸福な生活を送ることができる社会の実現を推進しています。

そこで、さまざまな本市の人権課題に対し、激変する社会的背景や国・県の動向を踏まえ、基本的人権が尊重され市民がお互いに協調し、「おもいやり」と「たすけあい」の精神に基づいて生き生きとして暮らせるよう、人権教育及び人権啓発を、生涯における各発達段階やさまざまな機会をとらえて、総合的かつ効果的に行うため、「瑞穂市人権施策推進指針」を策定することとしました。

2 指針の位置付け

この指針は、人権をとりまく世界的な流れの下、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で規定する地方公共団体の責務により策定するものであり、同法第7条により国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨と本市の人権施策の整合性を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的なつながり、かつ効果的な推進を目的として策定するものです。

本市においては、人権施策推進指針を策定するにあたり、まず、市民の人権に関する考え方を把握し、その意見を今後の施策に反映するための基礎資料とすることを目的として、平成28年度に「瑞穂市人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を行いました。(抽出にて2,000人対象、610人回答)

そのうえで、この指針の策定にあたっては、瑞穂市第2次総合計画をはじめとした、関連計画などとの整合を図るとともに、全庁的な人権意識の高揚等を図り、人権の尊重の理念に立って、本市の各種事業を推進していきます。

3 指針の基本理念

基本理念

誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり



「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利です。社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。

本市では、「瑞穂市第2次総合計画」の将来像である「誰もが未来を描けるまち」の下、基本目標の一つに「心が通いあう助けあいのまち」を掲げ、市民の助けあい・支えあいにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

まちづくりを進めるにあたり、本市の人権指針の基本理念を、「誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり」とし、市民とともに目指す姿（基本目標）を次のとおりとします。

【交流と人権感覚】 地域でさまざまな人と交流し、人権感覚を養う。

地域のコミュニケーション不足や人間関係の希薄化の中で、市民が、みなお互いによく関わり、ふれあい、つながりを持つことで、まっすぐに向き合い、他人の人権を尊重し合い、人権感覚を身につけていくことを目指します。

【意識と日常生活】 人権に関する知識を習得することで意識付けを行い、行動につなげる。

指針に基づく人権教育と人権啓発により、市民が、住み慣れた地域で子どもから大人まで、男性・女性の別、高齢者や障がいのあるかた、ないかた等に関わらず人権に係る知識、意識や認識を深めること。そして市民の日常生活の中で生かしていけることを目指します。

【共生と協働】 市と協働して、人権啓発や人権教育活動に参画し、共生のまちづくりを目指す。

人権啓発活動等に、市民が参画し、市と協力・協働しあう体制を構築する中で誰もがお互いの人権を尊重し、支えあえる共生のまちづくりを目指していきます。

4 指針の期間 指針に基づいた実践の期間

本指針の実践にあたっては、平成 30 年度を初年度として平成 34 年度までの5年間を推進期間とします。また、本指針の推進期間中においても、社会情勢や市民意識の変化、施策の達成に向けた変更等が生じる場合には、必要に応じて弾力的かつ柔軟に見直すものとします。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
瑞穂市人権施策推進指針				



あらゆる場における人権施策の推進

1 学校における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校教育においては、人格の基礎が形成される時期にあたることから、幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。小学校・中学校においては生命の大切さに気づかせ、他人に対する思いやりの心を育むことや、発達段階に応じた教育を行い、児童生徒一人ひとりが、お互いの個性と人格を認めあい、他人の痛みを理解する心を育むとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。

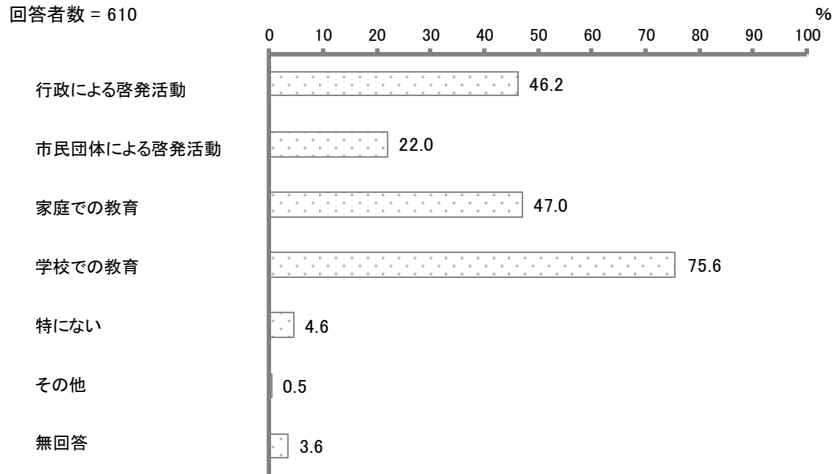
しかし一般的には、学校等における体罰やいじめなど、子どもの人権に対する重大な侵害が報道されており、社会問題となっています。

市民意識調査によると、人権意識を高める方法として、有効なものについては、「学校での教育」(75.6%)の割合が最も高く、次いで「家庭での教育」(47.0%)、「行政による啓発活動」(46.2%)となっており、人権意識の向上において、学校教育への期待が高いことがうかがえます。

本市では、生活の中で生きて働く力を育成する教育を実施するとともに、車いす体験や障がいのある人との交流、人権週間にあわせた集会や人権教室などを行い、互いを認め合う人間性教育を実施しています。また、学校教育の担い手である教職員に対しては、県などが主催する研修に参加したり、各学校で人権研修を実施するなどしています。

今後も、その際、幼児、児童・生徒、学生の発達段階に応じながら、全教育活動を通じて児童・生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権意識を培うとともに、学校教育の担い手である教職員に対して人権研修を行うなど、人権尊重の理念を深く理解した教育者の育成を図る取り組みも必要です。さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進します。

人権意識を高める方法について



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 幼児教育や学校教育において自然や多様な人々との交流等を通じた、人権教育を推進します。
- 人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした取り組みに努めます。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
学校教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○全教育活動を通じて児童・生徒の人権意識を培い、生活の中で生きて働く力を育成する教育を推進します。 ○車いす体験や障がいのある人との交流などを行い、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒を育む教育を推進します。 ○教職員に対する計画的な人権教育研修に努めます。 ○人権教育担当教員に対する専門的研修に参加し、研修内容を各校の全職員に広める取り組みに努めます。 ○人権教育の観点に立った授業研究に努めます。 ○人権週間の中で「ひびきあいの日」を設定し、人権集会を行うなど、人権教育の推進を図ります。 ○認知症サポーター研修を行い、認知症の正しい理解と互いに助け合う共生社会の推進を図ります。
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、文化的体験活動や自然とふれあう活動を推進します。

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

家庭は、人権に関する基本的な学習の場であり、特に子どもにとっては、人権意識を育むうえで極めて重要な場です。親が他の人に対して偏見をもたず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解したうえで子どもと接することが重要です。しかし、現実には、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待が社会問題となっています。

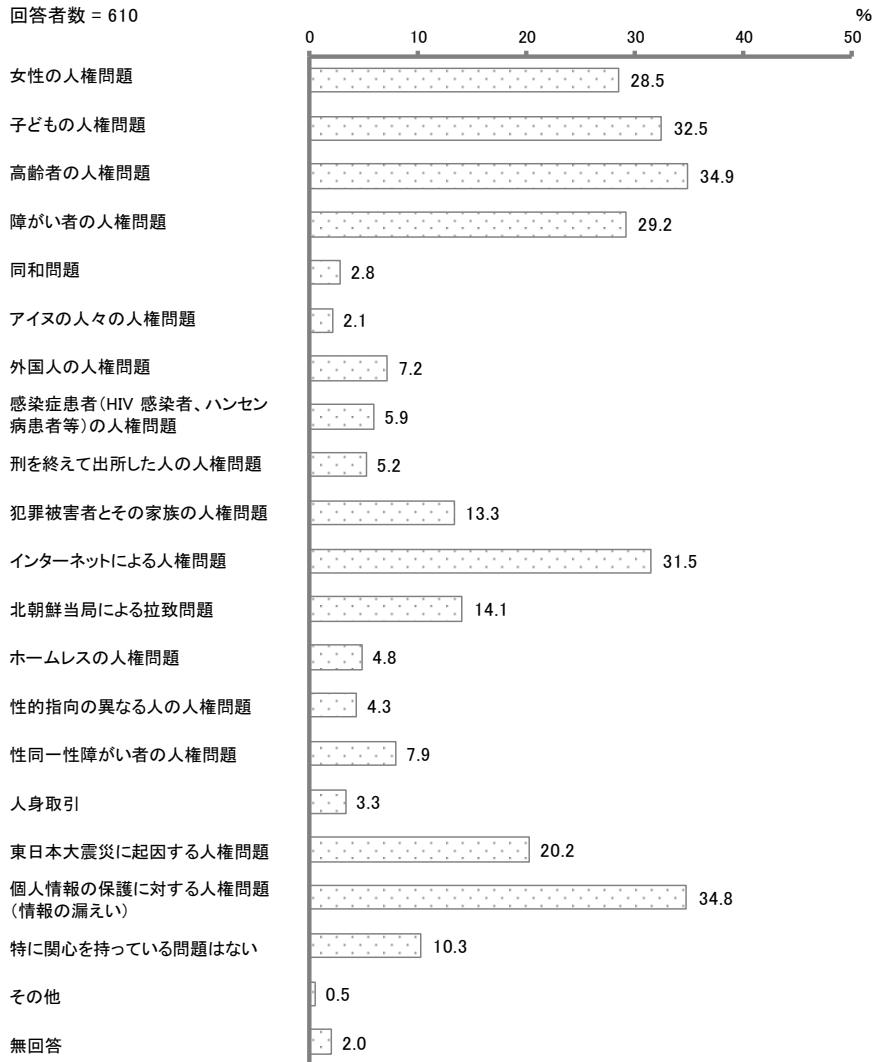
地域においては、人間関係の希薄化や核家族化等の世帯の小規模化が進んでおり、それに伴う地域の弱体化も問題となっています。

市民意識調査によると、人権意識を高める方法として、最も有効なものについては、「家庭での教育」(47.0%)となっており、人権意識の向上において、家庭教育への期待が高くなっています。また、人権問題に何らかの関心がある市民が87.7%となっていますが、過去3年間の市民の人権問題に関する講演会への参加度について、「講演会自体を知らなかった」(40.8%)が最も高く、次いで「関心はあるが、参加したことはない」(25.6%)、「関心がないので、参加したことがない」(21.3%)となっています。そして、人権侵害に関する市民の認識を深めるために必要だと思うことは、「学校・職場・地域などの単位で研修会の開催」(32.8%)が最も高く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」(25.2%)となっています。

今後、家庭での人権教育及び人権啓発を推進するため、保護者に対する情報提供や、子育て相談などの支援等、保護者の人権意識の高揚や学習機会の充実が必要です。また、家庭を取りまく地域、学校、行政等の関係者が連携して家庭を支援することも重要です。

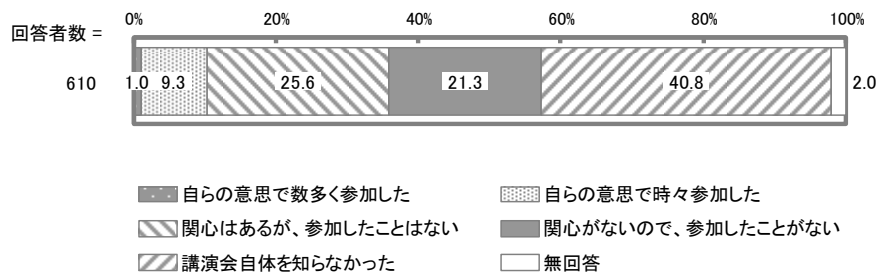
地域においては、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていくこと、また、市民の人権問題に対する関心が、行動につながるように、地域の問題について話し合う場を提供し、地域の問題に関心をもち、さまざまな人々との交流を通じてともに暮らす地域づくりを推進します。

現在関心をもっている人権問題について



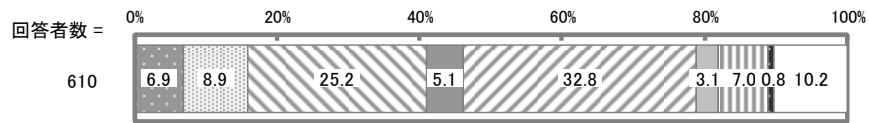
(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

人権問題に関する講演会への参加について



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

人権侵害に関する市民の認識を深めるために必要なことについて



啓発ポスター等の公募・作成・掲出

冊子、資料の作成、配布

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報

講演会、シンポジウム、展示会等の開催

学校・職場・地域などの単位での研修会の開催

特に必要だと思うことはない

わからない

(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 家庭における人権教育を高めるための支援を行います。
- 人権に関する知識や考え方の普及・啓発を推進します。
- 人権教育及び人権啓発活動を推進する人材の養成に努めます。
- 市民の悩みごとに対応できる相談体制の充実に努めます。
- 地域の問題について、身近な地域で話しあう場をつくります。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
保護者に対する研修などの充実	○保護者を対象とする人権研修会の充実を図ります。
講座などの開催	○「市民公開」講座などの充実を図ります。
「人権問題講演会」の充実	○市民、人権に関わりの深い仕事に従事する人に対する啓発講演会の充実を図ります。
高齢者に対する人権啓発の推進	○高齢者いきいきサロン等で、人権啓発を推進します。
ポスター掲示などによる人権啓発の推進	○人権の大切さを訴えるポスターの展示などを通じて人権の啓発を推進します。
人権街頭啓発の推進	○「人権週間」中の街頭での啓発及び市内イベントでの啓発を推進します。
国・県および関係団体との連携	○人権擁護委員が中心となり、国や県、人権啓発活動ネットワーク協議会などが一体となって、幅広い啓発活動を推進します。
人権擁護委員の研修	○指導・相談技能を高めるための研修の充実を図ります。
個別の課題に対応した相談体制の充実	○自ら問題解決ができるよう導いたり、支援したりする相談体制の充実を図ります。
瑞穂市人権相談の充実	○人権擁護委員による相談の充実に努めます。
国、県などとのネットワークの充実	○適切なアドバイスを得るため国、県などとのネットワークの充実に努めます。
地域の問題について話し合う場の提供	○身近な地域で地域課題について、話し合う場を提供し、住民の福祉意識、人権意識の向上につなげます。

3 企業等における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

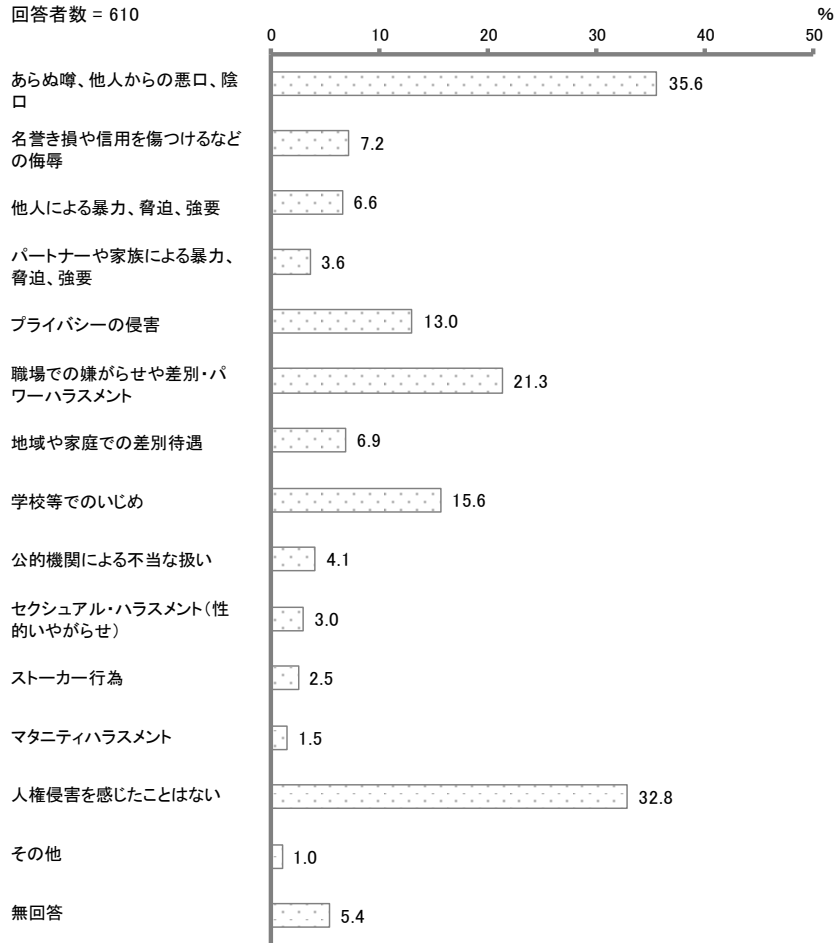
企業等の事業所においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントへの対応等、働く人の立場に立った働き方改革が求められています。また、企業等の事業所は、事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりをもっており、事業活動において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

市民意識調査によると、人権侵害を受けたことがあるかについては、「職場での嫌がらせや差別・パワーハラスメント」(21.3%)となっています。

平成 22 年には、ISO26000 において、企業の社会的責任の中の中核的課題として人権が明記されるなど、企業の社会的責任(CSR)がより重要視されており、自社の従業員のみならず、地域社会等への配慮も求められるようになっていきます。また、職場において、人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備し、企業内人権教育の充実のための支援が求められています。

人権教育及び人権啓発活動を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、行政職員等、人権に関わりが深い特定の職業に従事する者(行政職員、教職員、保育士、消防職員、医療・福祉関係職員等)が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。このため、各種研修によって、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育から始め、広く民間企業への人権啓発の充実・強化を推進していきます。

人権侵害を感じたことがあるかについて



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 企業等事業所の人権教育及び人権啓発活動を促進・支援します。
- 雇用や職場における人権侵害の未然防止、早期発見・早期対応の体制整備を支援します。
- 平等な就労機会と待遇の確保について啓発します。
- 市職員に対する人権教育及び人権啓発を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
企業等事業所における人権教育及び人権啓発の充実	○企業等事業所の自主的な人権教育及び人権啓発のため、講師の派遣や教材を提供などの支援の充実に努めます。
雇用・昇進の機会均等の推進	○企業等事業所において雇用・昇進の機会均等を推進します。
市の職場における人権教育及び人権啓発の充実	○本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務が遂行できるよう、研修の充実に努めます。



各課題における施策の推進

1 女性の人権

(1) 現状と課題

国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しています。平成 28 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。この法律は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

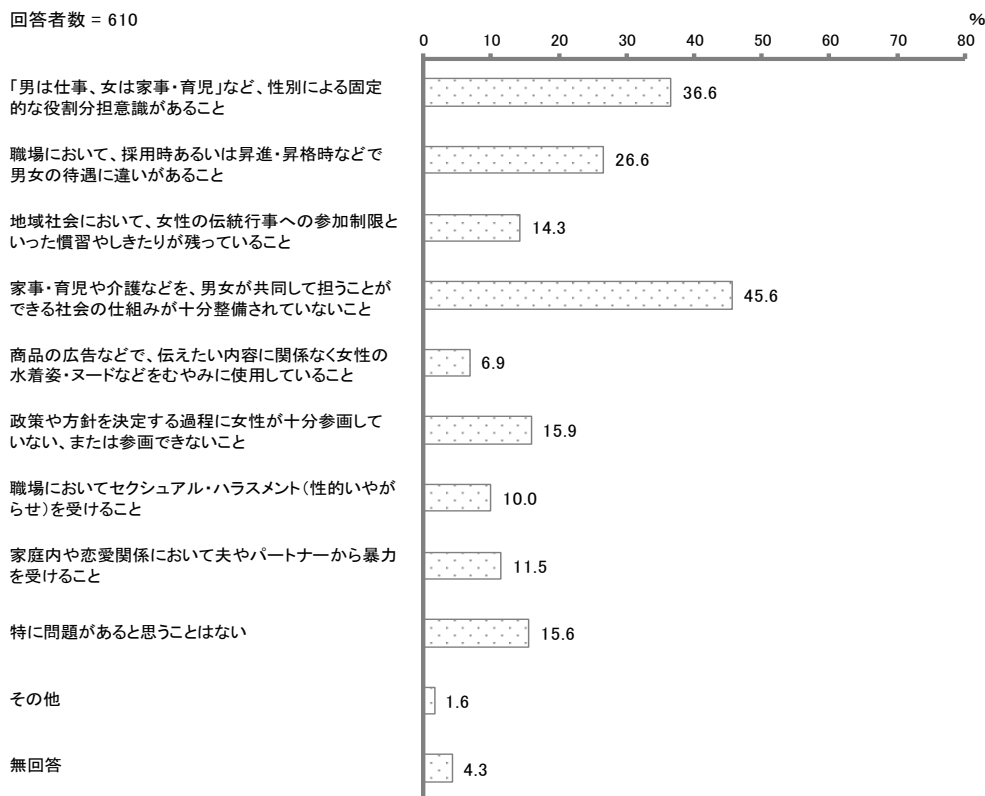
また、男女間の暴力に関しては、平成 25 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が改正されました。DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。DVは、その発見が困難なため、潜在化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネスなど、性犯罪や売買春など問題が多様化してきています。

本市では、平成 22 年度を初年度とする 10 年間の男女共同参画推進の指針となる「瑞穂市男女共同参画基本計画」を策定し、平成 26 年度には、後期 5 年間に向けて見直しを行い、男女が互いに尊重し、性別にかかわらず、あらゆる分野でその個性と能力を活かして、生き生きと充実した生き方を選択できる社会の実現を目指しています。

市民意識調査によると、女性の人権問題について特に問題があると思うことは、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が45.6%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合が36.6%、「職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること」の割合が26.6%となっています。男女の家庭での役割分担、職場における男女における処遇差が課題にあります。また、女性の人権を尊重していくために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が51.0%と最も高く、次いで「男女がともに共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」の割合が30.7%、「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を行うことを徹底する」の割合が22.0%となっており、仕事と家庭との両立のために社会環境の整備や男女が共に不平等感を持たない雇用に向けた取り組みや支援が求められています。

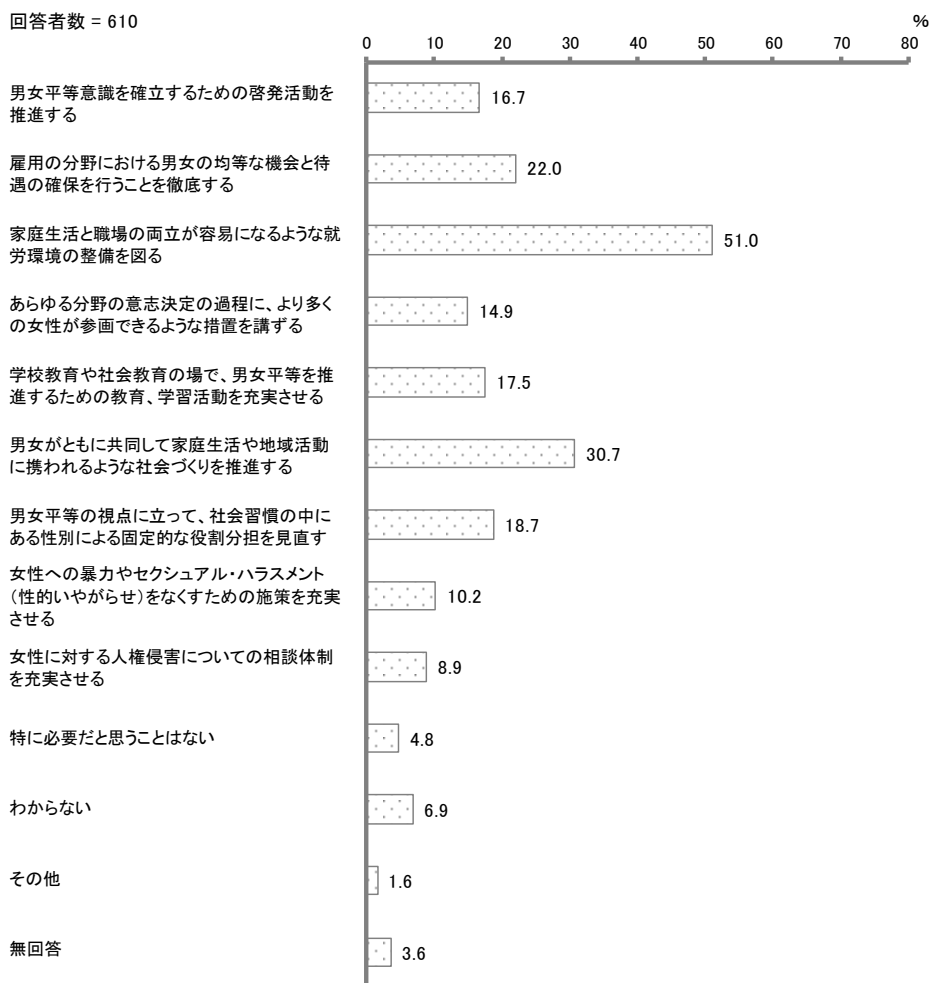
今後、あらゆる層へ啓発することにより、男女間の不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、女性にとって仕事と家庭の両立がしやすい、またさまざまな分野で活躍できる環境を進めていきます。

女性の人権問題について特に問題があると思うこと



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

女性の人権問題を尊重していくために必要こと



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 男女共同参画社会をめざし、さまざまな機会を通じて男女共同参画の周知・啓発を行い、意識の向上に努めます。
- 女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済に努めます。
- あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
生涯学習における学習機会の充実	○人権をテーマにした講演会などの充実に努めます。
女性に対する暴力防止意識の向上	○女性に対する暴力防止のための情報提供や啓発を推進します。
女性の暴力被害の救済支援の充実	○夫や恋人などパートナーから受ける暴力（DV）、セクハラ、ストーカー行為などの暴力や性的いやがらせの被害者に対する支援の充実に努めます。
母子等緊急一時保護事業の充実	○県と連携して、夫の暴力などにより、緊急に保護が必要となる母子などに対する一時的な生活支援の充実に努めます。
女性のための相談体制の充実	○専任の女性相談員が常駐し、さまざまな悩みを持つ女性からの相談に応じて適切な助言・指導を行う体制の充実に努めます。
「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂のまちづくり	○瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画に基づく体制づくりを推進します。
瑞穂市男女共同参画基本計画の推進	○男女共同参画社会を実現するため、市政のあらゆる分野で的確な進捗管理を行い、計画を推進します。
メディアを活用した情報発信の充実	○男女共同参画に関する市民の意識を高めるため、市広報をはじめあらゆる情報媒体を活用し積極的に啓発を進めます。
審議会などへの女性委員登用の促進	○市政やまちづくりへの女性の参画を図るため、各種審議会・委員会における女性委員の登用を促進します。
幼児教育における体験活動の推進	○子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、文化的体験活動や自然とふれあう活動を推進します。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や引きこもり、子どもの貧困など、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春、有害情報の氾濫や子どもを対象とした性的商品化、インターネットを介した誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

さらに、子育て家庭にかかる経済的負担が増大しており、国民生活基礎調査においては、平成 24 年の「子どもの貧困率」は 16.3%と約 6 人に 1 人が貧困状態といわれているところですが、本市においても同様の傾向が見られます。

本市においては、全国的に少子高齢化が進行する中、児童人口が微増していますが核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、子育て環境の変化に対応し、平成 27 年に「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制を構築しています。

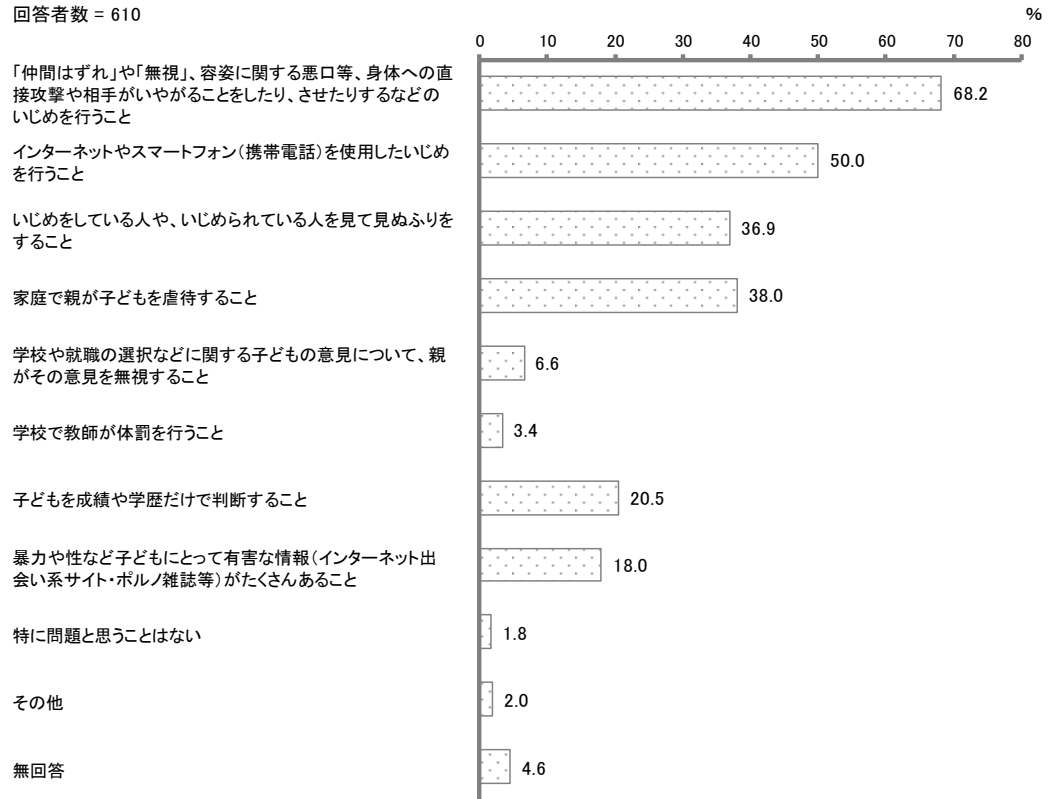
市民意識調査によると、子どもの人権問題について特に問題があると思うことは、「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと」の割合が 68.2%と最も高く、次いで「インターネットやスマートフォン(携帯電話)を使用したいじめを行うこと」の割合が 50.0%、「家庭で親が子どもを虐待すること」の割合が 38.0%となっています。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」の割合が 53.9%と最も高く、次いで「親の家庭でのしつけや教育力を向上させる」の割合が 41.8%、「子どもの人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が 34.9%となっています。

児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実が必要です。

子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが課題です。

子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと

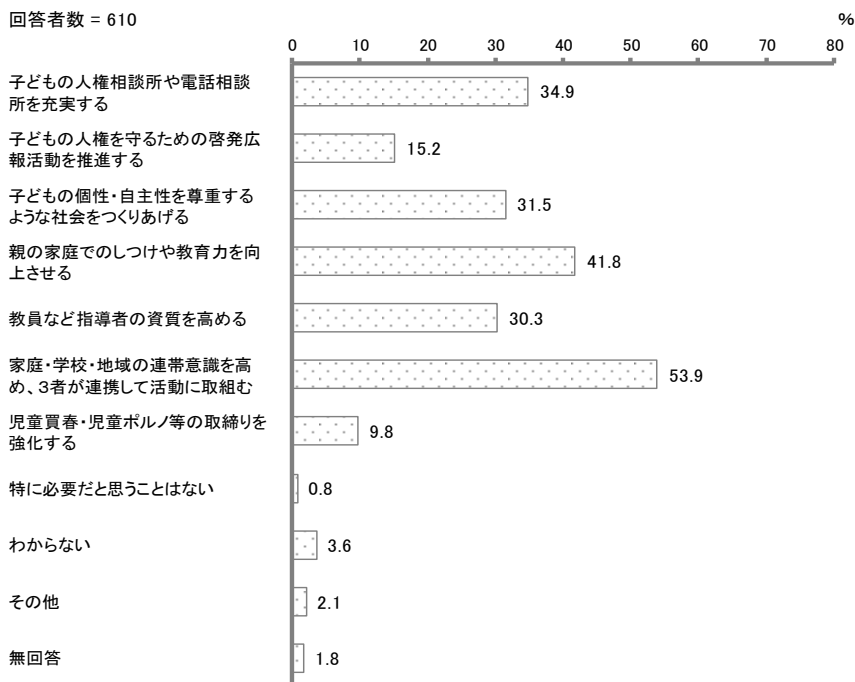
回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

子どもの人権を守るために必要なこと

回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- さまざまな学びの機会を通じて、子どもの人権を尊重する意識を広く市民に啓発します。
- 学校教育等により、子どもへの人権教育の充実を図ります。
- 児童虐待防止の啓発及び事案の早期発見、早期対応を推進します。
- いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて、相談体制の充実を図ります。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
世代間交流事業の充実	○地域の高齢者を子どもたちの行事に招待したり、子どもたちが高齢者福祉施設を訪問するなど、世代間のふれあいを図る事業の充実を図ります。
学校教育における人権教育の推進	○車いす体験や障がいのある人との交流などを行い、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒の育成を推進します。 ○認知症についても正しく学習する機会を設けます。
スクールカウンセラー、相談員の指導力向上	○スクールカウンセラーや相談員に対する研修会などを設け、指導力の向上を図ります。
教職員に対する人権研修の推進	○教職員に対する人権教育研修を計画的に実施するとともに、人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取り組みを推進します。
保護者を対象とした人権教育の充実	○保護者を対象とした人権に関する研修会の充実を図ります。
児童虐待防止啓発の充実	○市広報などを通じて、虐待防止の啓発の充実を図ります。
児童虐待への対応強化	○瑞穂市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待や要援助児童などの早期発見及び適切な保護支援を強化します。
子どもの人権相談の充実	○子どもの人権問題に対して子どもとその親へ適切な指導・援助が行えるように相談体制の充実を図ります。
子どもの人権教室の充実	○子どもに人権問題を考えてもらえるように人権教室を行います。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景に、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。今後も少子高齢化が急速に進展すると予測されており、高齢者が社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。

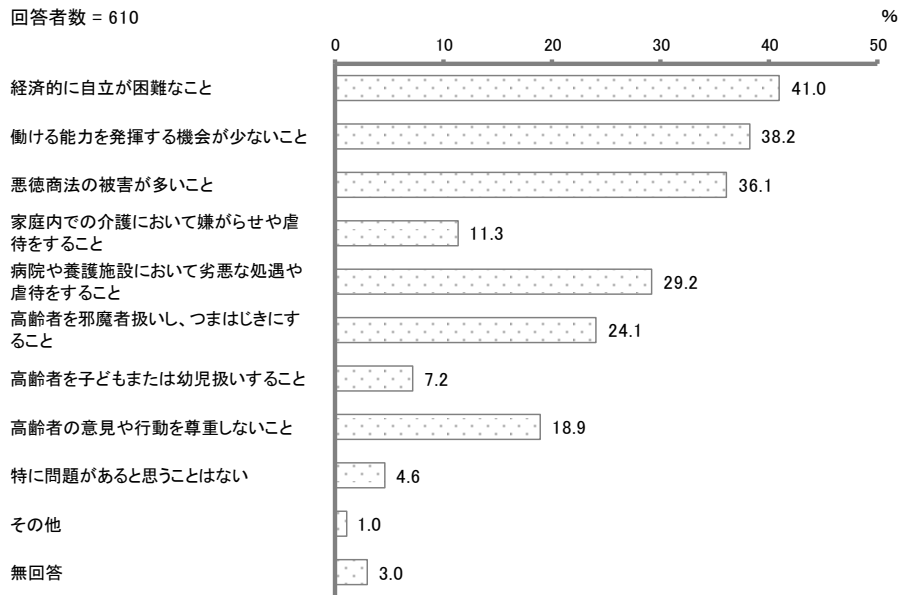
また、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加や認知症高齢者等支援を必要とする高齢者も増加しており、自立を支援する生活支援体制の整備や、財産処理の問題等、高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。さらに、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待などの高齢者の人権侵害が問題となっており、早期発見、早期対応の推進や地域と連携した高齢者を見守る体制を構築することが必要です。

市民意識調査によると、高齢者の人権問題について特に問題があると思うことは、「経済的に自立が困難なこと」の割合が41.0%と最も高く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」の割合が38.2%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が36.1%となっています。高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービス等の充実により、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が56.4%と最も高く、次いで「高齢者が能力や知識、経験を生かして働ける機会を確保する」の割合が35.7%、「高齢者をねらった犯罪等の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実する」の割合が28.4%となっています。

高齢者が健康で生き生きと暮らすためには、保健・医療・福祉サービスの充実とともに、高齢者の尊厳を守るため、総合的な支援のネットワークを構築することが必要です。また、高齢者が社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら主体的に社会活動に参画し、生きがいをもって生活し活動できるような環境づくりを推進します。

高齢者の人権問題について特に問題があると思うこと

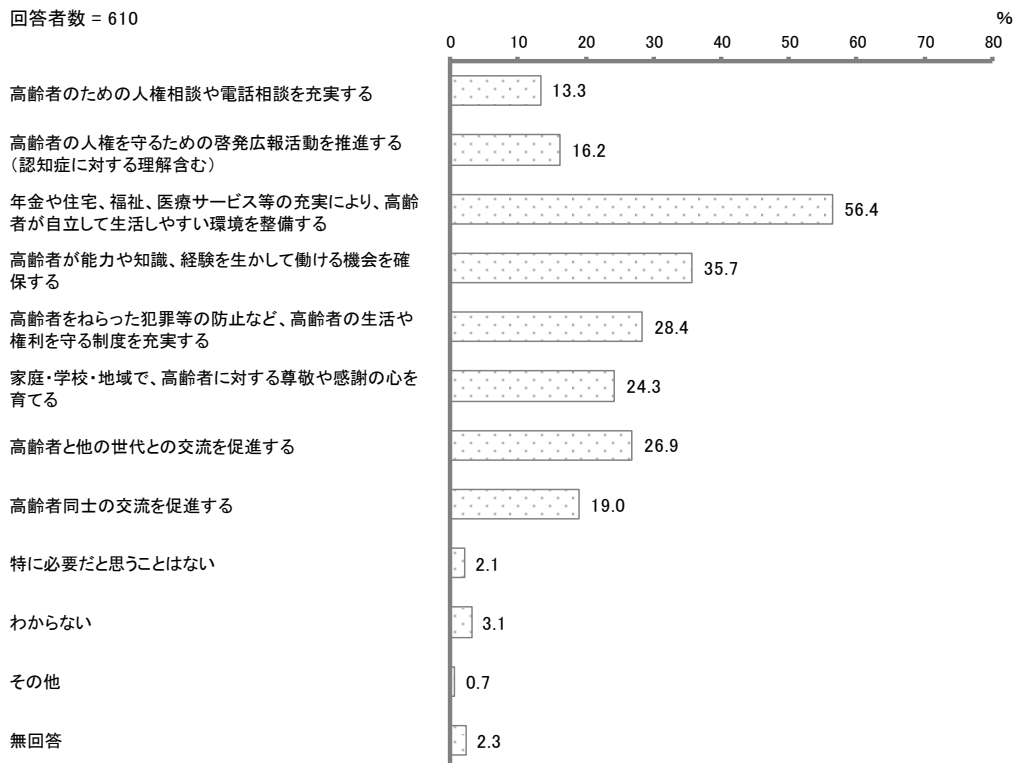
回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

高齢者の人権を守るために、必要なこと

回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 高齢者や高齢化への理解を深めるため、世代間交流の推進や、普及・啓発の充実を図ります。
- 高齢者が地域で生き生きと生活できるよう、サロン等の集いの場の充実や就労機会や生きがい活動の充実を図ります。
- 高齢者のニーズに応じた、生活支援、介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者やその家族に対する権利擁護を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
世代間交流事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者と子どもたちがいっしょに学校で学んだり交流したりして世代間のふれあいを図ります。 ○授業参観や行事を通して、高齢者との交流を図り、高齢者を尊重する意識の育成を推進します。 ○市民スポーツ大会や文化活動を通して、高齢者との交流を深めます。
高齢者職業相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の就業に関する相談や情報提供の充実を図ります。
シルバー人材センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの生きがいづくりや活力ある地域社会づくりに貢献するシルバー人材センター事業の支援の充実を図ります。
地域包括支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で暮らす高齢者の権利擁護業務（虐待防止を含む）などさまざまな面から支援の充実を図ります。
一人暮らし高齢者などへの在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしの高齢者などが安心して生活できるよう、見守りなどのための配食サービスの実施や緊急時に非常連絡できる緊急通報システム事業の支援の充実を図ります。
認知症高齢者などへの在宅福祉サービスなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○閉じこもりがちな高齢者に対し、一般介護予防教室や総合事業通所型サービスなどの参加を勧め、仲間づくりなどにより社会的孤立感の解消を図り、認知症予防の充実を図ります。
啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の人権を尊重する意識の向上のため、いろいろな場や機会を活用した啓発活動を推進します。
生活支援体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で過ごすことができるよう、地域のつながり、支え合い、助け合いづくりをはじめとした生活支援を推進します。
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者被害や高齢者虐待に対する相談体制の充実など関係機関と連携した虐待防止の取り組みや権利擁護事業の継続・充実、成年後見制度の利用の促進を図ります。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

国においては、平成 26 年に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を締結しました。同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮を行うことが求められています。

障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」や、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」及び「障害者優先調達推進法」により、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層必要とされます。

また、平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が急務となっています。

平成 28 年 8 月には「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

障がい者のさまざまな社会活動への参加を促すとともに、多様な就労形態を創出するなど、障がい者が一人の人間として尊重される社会を作っていく必要があります。

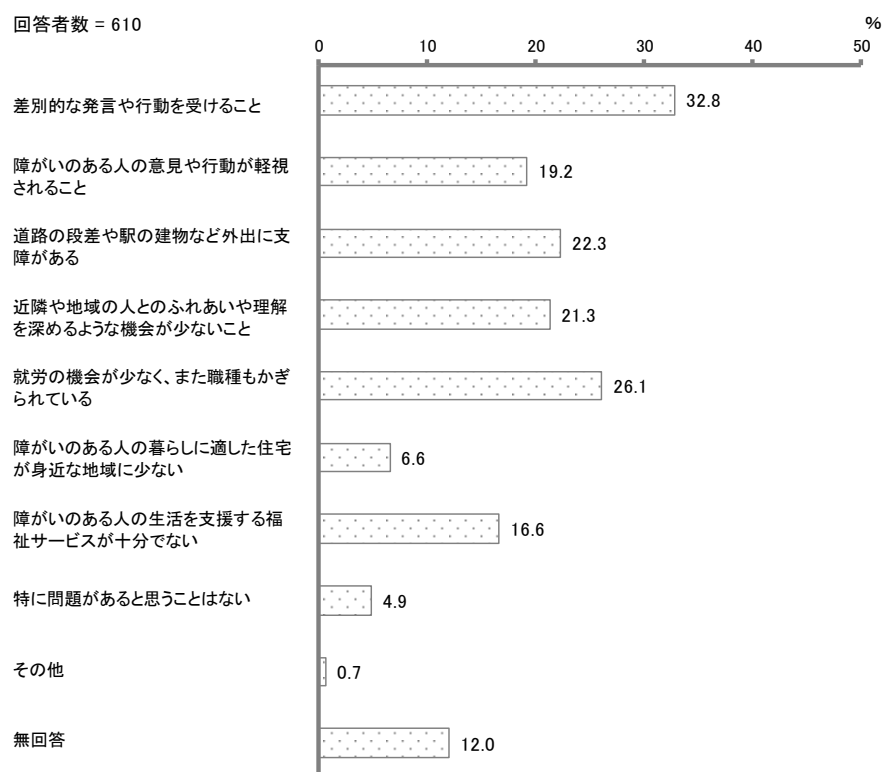
市民意識調査によると、障がい者の人権問題について特に問題があると思うことは、「差別的な発言や行動を受けること」の割合が 32.8%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」の割合が 26.1%、「道路の段差や駅の建物など外出に支障がある」の割合が 22.3%となっています。また、障がい者の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」の割合が 49.5%と最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が 47.9%、「在宅の福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」の割合が 31.1%となっています。平成 28 年 4 月にスタートした障害者差別解消法について「言葉も内容も知らない」の割合が 64.3%となっています。

障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深めながら、保健・医療・福祉・保育・教育等が連携し、親亡き後の体制づくりや、すべてのライフステージにおいて切れ目のない支援体制の構築が必要とな

ります。

障がい者の人権問題について特に問題があると思うこと

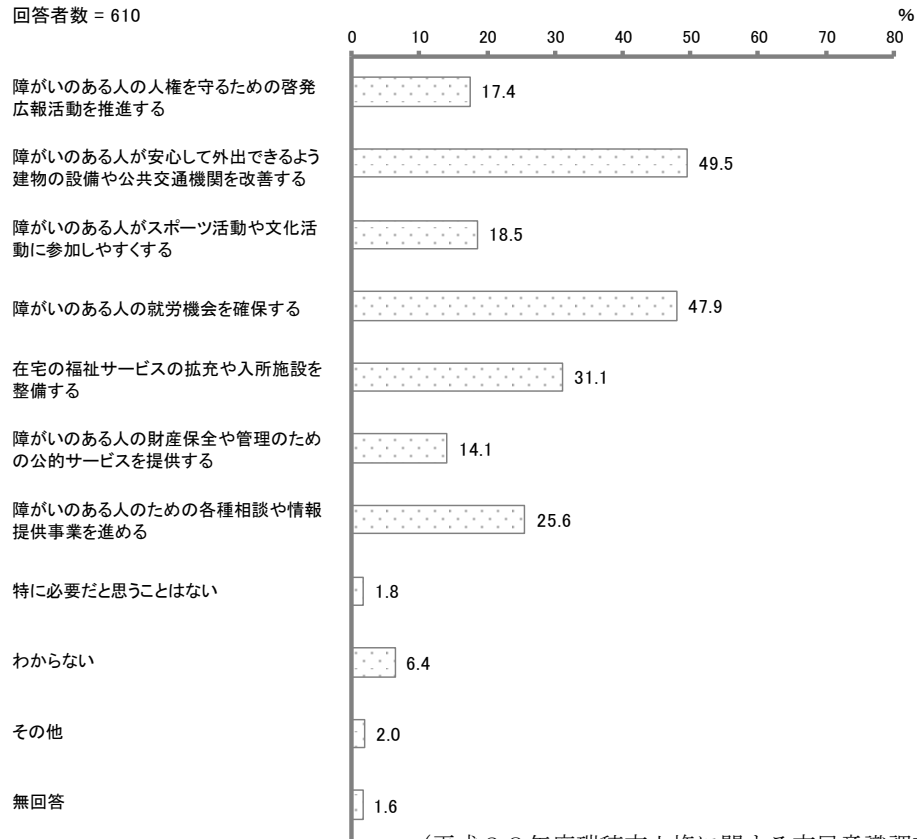
回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

障がい者の人権を守るために、必要なこと

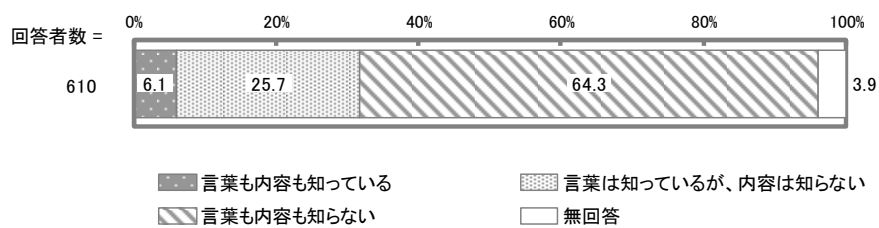
回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

障害者差別解消法について

回答者数 =



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発の充実を図ります。
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する権利擁護の充実を図ります。
- 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
交流活動の促進	○障がいのある人と一緒に学習できる機会の開催に努めます。
障がい者の人権啓発講座の充実	○障がいについての理解を深めること、及び偏見の排除を目的にした講座の充実を図ります。
障がいのある人の生活支援	○障がいのある人が地域で主体的に生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や相談などを推進します。
住宅環境の改善の促進	○障がいのある人の住宅環境のバリアフリー化を促進します。
地域生活支援事業の充実	○障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図ります。
福祉有償運送事業の充実	○障がいのある人の日常生活の維持と社会参加を促進するため、低料金での移送サービスの充実を図ります。
障がいのある人の権利擁護事業の推進	○知的・精神障がいなどのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理などの事業の充実を図ります。 ○知的・精神障がいなどのある人で判断能力が不十分な人が契約などの法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任するなどの事業を推進します。
障がいのある人に対する相談活動の推進	○障がい福祉に関する相談、訪問指導を推進します。
授産施設などの充実	○障がいのある人に作業の場を提供して作業指導や生活訓練を行う小規模作業所を支援するとともに、小規模通所授産施設などへの移行を促進します。
福祉教育の推進	○学校教育、社会教育において障がいのある人の人権を守る考え方の育成を推進します。
障がいに対する差別の解消と合理的配慮の推進	○さまざまな場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発、相談支援体制を推進します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

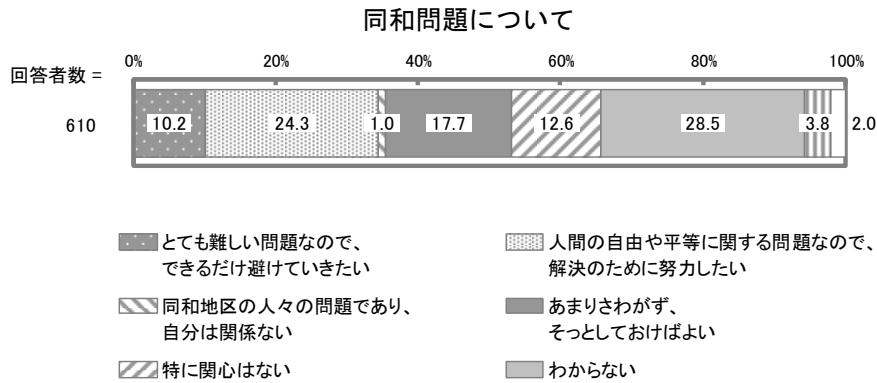
国においては、同和対策の早期解決に向けて、昭和 44 年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も立法措置や法改正により、33 年間生活環境の改善や人権教育、啓発などの諸施策が実施されてきました。また、岐阜県においては、昭和 45 年に「同和対策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な同和問題解決に向けた取り組みが実施されたことで、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきましたが、偏見や差別的表現による心理的差別は、いまだに根強く残っています。

また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報の不正取得といった問題も起きています。

平成 28 年には、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

市民意識調査によると、同和問題について、「わからない」の割合が 28.5%と最も高く、次いで「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の割合が 24.3%、「あまりさわがず、そっとしておけばよい」の割合が 17.7%となっています。

市民の同和問題に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育及び人権啓発の取り組みを進め、市民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、偏見にとらわれない社会をめざしていく必要があります。



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 同和問題について、差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- えせ同和行為排除のための啓発及び相談・支援に努めます。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
教職員への研修の充実	○教職員に対する計画的な人権教育研修を充実する。 人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取り組みの充実を図ります。
講座等の充実	○「人権」を含む教養講座などの充実を図ります。
「人権講演会」の充実	○市民、人権に関わりの深い分野の事務に従事する人に対する啓発講演会の充実を図ります。
市民の交流づくりの推進	○市民相互の交流の場の設定や事業の推進を図ります。
「えせ同和行為」に対する啓発の充実	○「えせ同和行為」に対する認識と適切な対応のための研修や啓発の充実に努めます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

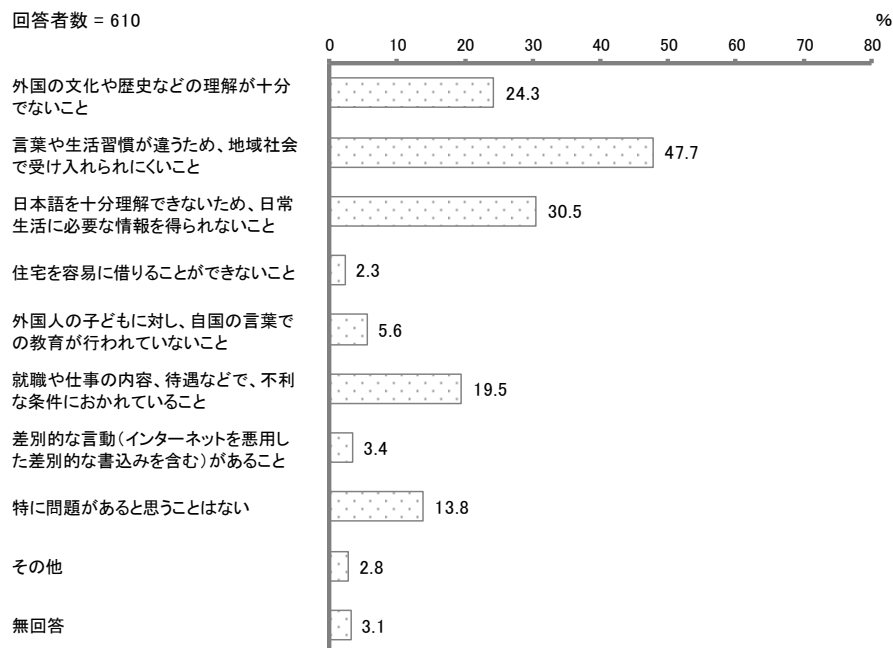
経済をはじめとするさまざまな分野でボーダレス化、グローバル化が進んでいます。そのような中で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を十分に理解できないことによる差別行為があります。そのような中で、平成 28 年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

市民意識調査によると、外国人の人権問題について特に問題があることは「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が 47.7%と最も高く、次いで「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」の割合が 30.5%、「外国の文化や歴史などの理解が十分でないこと」の割合が 24.3%となっています。また、外国人の人権を尊重するために必要なことは、「外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」の割合が 29.5%と最も高く、次いで「外国の文化や歴史などの理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が 28.4%、「外国人のための適正な就労の場の確保に理解をする」の割合が 23.1%となっています。

今後も本市においても、国際化が進んでいくことが予測され、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てていくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていきます。

外国人の人権問題について特に問題があること

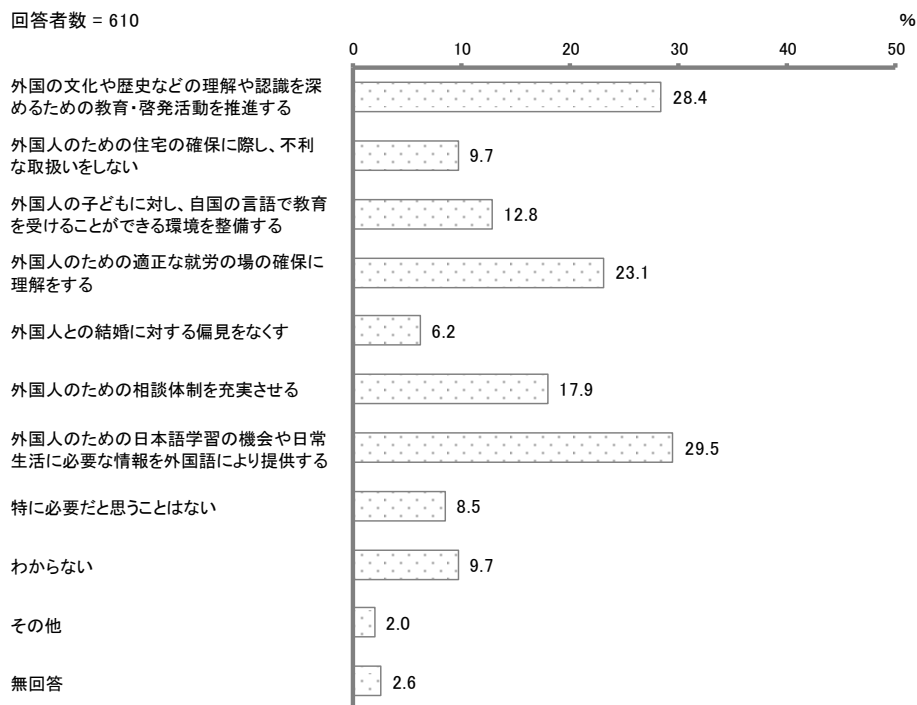
回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

外国人の人権を尊重するために必要なこと

回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 外国人の生活習慣や文化などの理解を促進します。
- 在住外国人をケアする相談支援や情報提供を行います。
- 在住外国人との交流の機会を促進し、共生社会づくりを推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
国際理解教育の推進	○小中学校において、外国語活動を通じて、他国の生活や文化について理解を深める教育の取り組みを推進します。
国際交流の推進	○外国語サロン（英語、中国語、ポルトガル語などの講座）の推進に努めます。 ○日本文化体験事業、スポーツ交流会、世界の料理交流会等を推進に努めます。
外国籍児童の円滑な就学促進	○小学校に入学する年齢の外国籍児童を持つ保護者に対し、就学時検診の案内に、就学後日本語初期指導教室を添えて送付します。 ○就学前の外国人児童に対する日本語学習を支援します。
外国人住民に対する相談業務、広報・啓発事業の促進	○生活ガイドブックの充実を図ります。（英語、中国語、ポルトガル語など） ○相談員による通訳業務と相談業務の充実を図ります。 ○通知文書や各種申請書類のポルトガル語などへの翻訳の促進を図ります。 ○窓口多言語シートの作成と活用を図ります。
国際交流ボランティア事業の推進	○外国人のための日本語講座の充実を図ります。 ○日本語ボランティア養成講座を推進します。 ○日本文化の体験支援を推進します。
多文化共生体制の推進	○市民と外国人市民が互いを理解しながら共に安心して生活できるまちづくりのための組織体制づくりに努めます。
多言語による表記の促進	○啓発看板などに外国語の表記の促進を図ります。

7 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあります。

その中でも性感染症、特にHIV感染症については、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要であり、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。また、検査による早期発見と治療によってエイズ発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、正しい知識の普及が必要です。

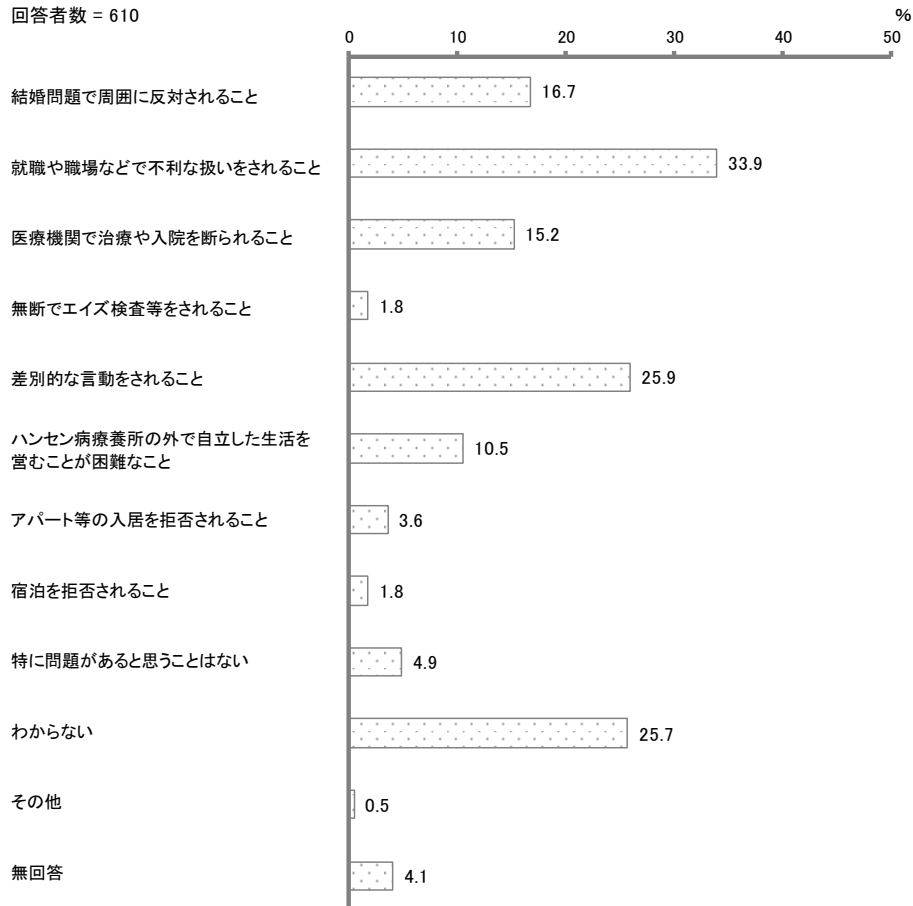
ハンセン病に関しては、「らい予防法の廃止に関する法律」の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が平成21年に施行され、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

市民意識調査によると、感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うことは、「就職や職場などで不利な扱いをされること」の割合が33.9%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」の割合が25.9%となっています。また、職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接するかについては、「今までどおり普通に接すると思う」の割合が57.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.4%、「なるべく関わりたくないと思う」の割合が15.1%となっています。

患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、どの人も認められ、受け入れられて、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。また、医療受診についても患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健センター、医療機関などとの連携を進めることが求められます。

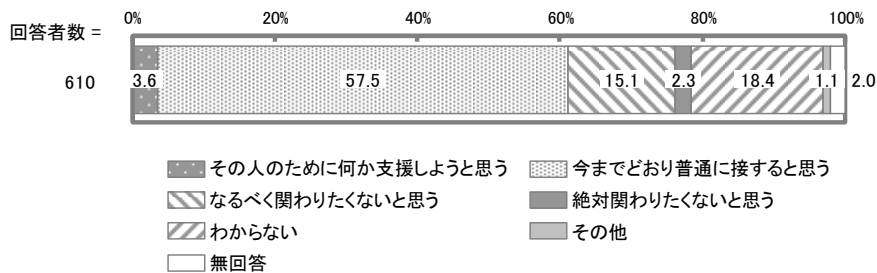
感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うこと

回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方について



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 感染症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ります。
- 感染症の予防と健康づくりを支援します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
エイズに関する啓発の充実	○世界エイズデーに合わせて市広報に情報を掲載するなど啓発の充実に努めます。
学習機会の充実	○患者の人権が尊重できる意識づくりのための学習機会の充実に努めます。 ○学校教育などでのエイズ教育を推進します。
相談窓口、相談体制の充実	○感染症の不安や悩みなどに対する相談を充実するとともに、保健所、医療機関との連携を促進します。

8 刑を終えて出所した人の人権

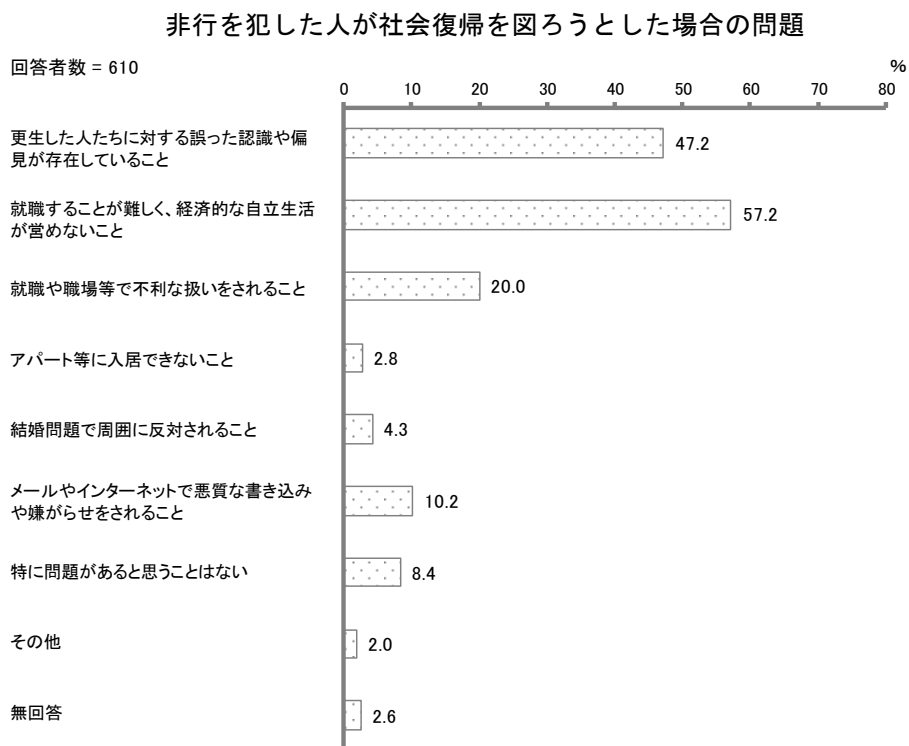
(1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。地域社会への受入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

国においては、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成 28 年 12 月に施行されました。

市民意識調査によると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、問題になることは、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が 57.2%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が 47.2%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が 20.0%となっています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動や本人や家族からの相談に対する支援の充実を図ることが課題です。



(平成 28 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発を行います。
- 市民の更生保護活動を支援します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
啓発の推進	○刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための研修会や啓発を推進します。
更生保護活動への支援	○犯罪や非行防止のため「社会を明るくする運動」などの、更生保護活動への支援を推進します。
研修会、講座の推進	○犯罪被害者などの立場の理解を深める研修会、講座を推進します。

9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

不法な行為による犯罪事件が発生し、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者やその家族の人たちの存在があります。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族のかたは、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害に加え、重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等による二次的被害など重大な人権侵害を受けています。

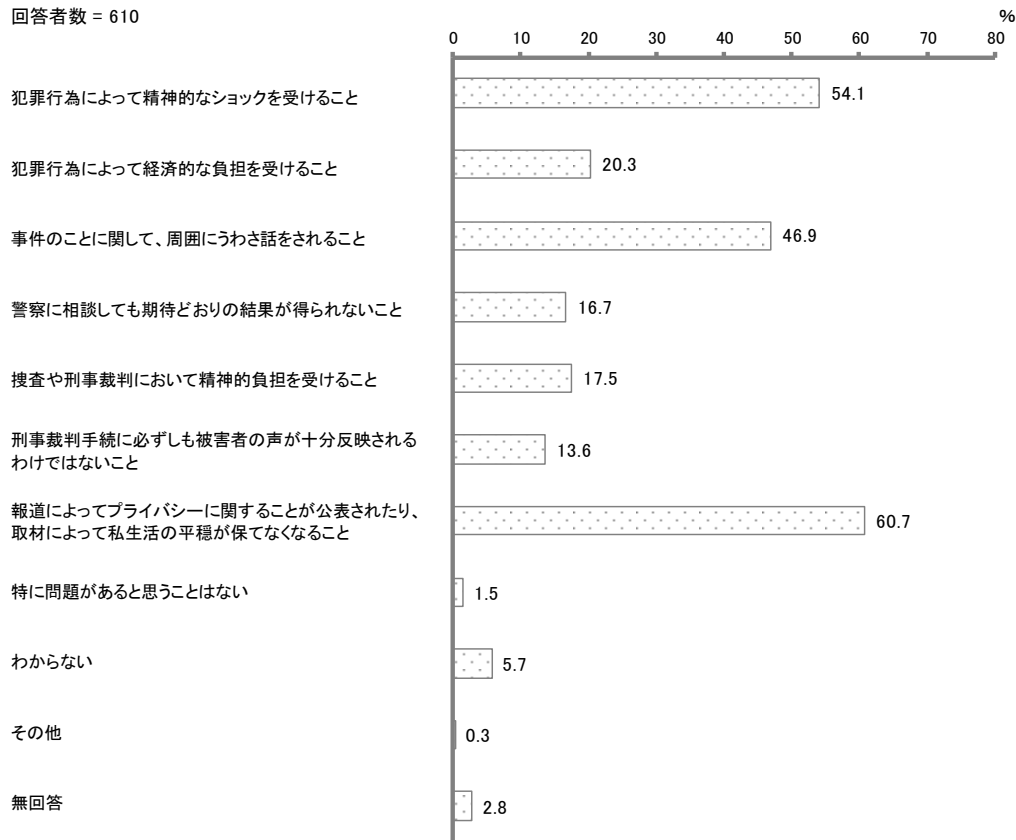
国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法」を平成 16 年に制定しました。

市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題について、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」の割合が 60.7%と最も高く、次いで「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」の割合が 54.1%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」の割合が 46.9%となっています。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースはさまざまであり、被害者の人権を尊重し、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が課題です。

犯罪被害者とその家族の人権問題について

回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 被害者等の人権を守るための教育及び啓発を進めます。
- 被害者相談やカウンセリングの充実に努めます。
- 被害者の救済支援を充実します。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
広報などによる啓発の推進	○広報などを通じて、犯罪被害者などの人権擁護に資する啓発活動を推進します。
職場における啓発の推進	○犯罪被害者に対する雇用者や職場の同僚などの意識改革を図る研修を推進します。
被害者相談窓口の充実	○犯罪被害者などの人権問題に関する相談窓口の充実に努めます。
カウンセリングの充実	○精神的ストレスに対応するため、カウンセリングの充実に努めます。
インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実	○市民や児童・生徒に向けて、インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための研修や学習の充実に努めます。
被害者救済支援の充実	○地域や関係機関などが連携して支援の充実に努めます。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着しています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、近年その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

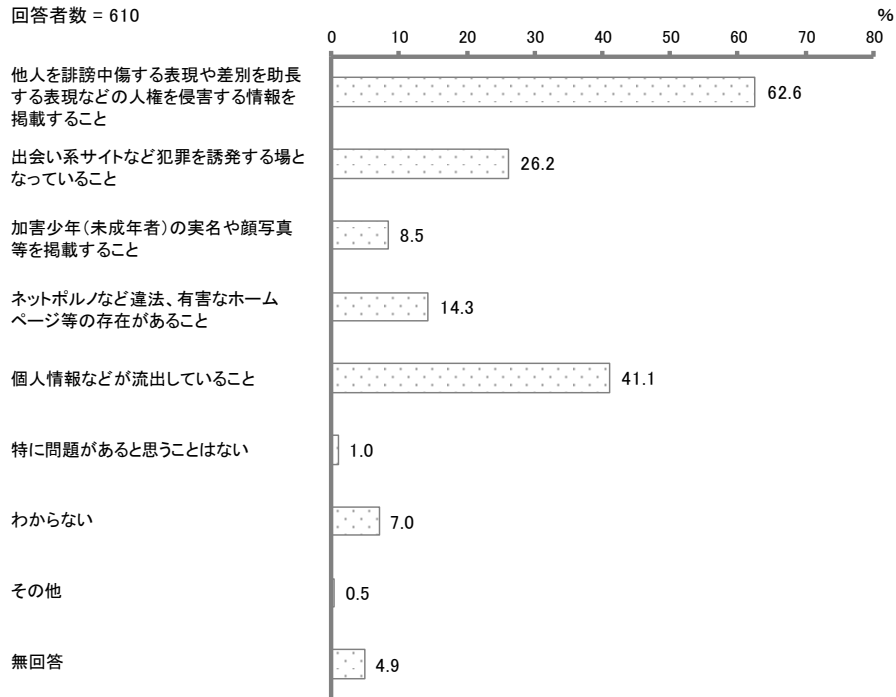
また、インターネットを利用したセクハラやパワハラ等のハラスメント、外国人、障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権問題について特に問題だと思うことは、「他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が62.6%と最も高く、次いで「個人情報などが流出していること」の割合が41.1%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」の割合が26.2%となっています。また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が48.7%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が35.1%、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を講ずる」の割合が23.0%となっています。

個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、市民に対し、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの啓発活動を行うことが課題です。

インターネットによる人権問題について特に問題だと思うこと

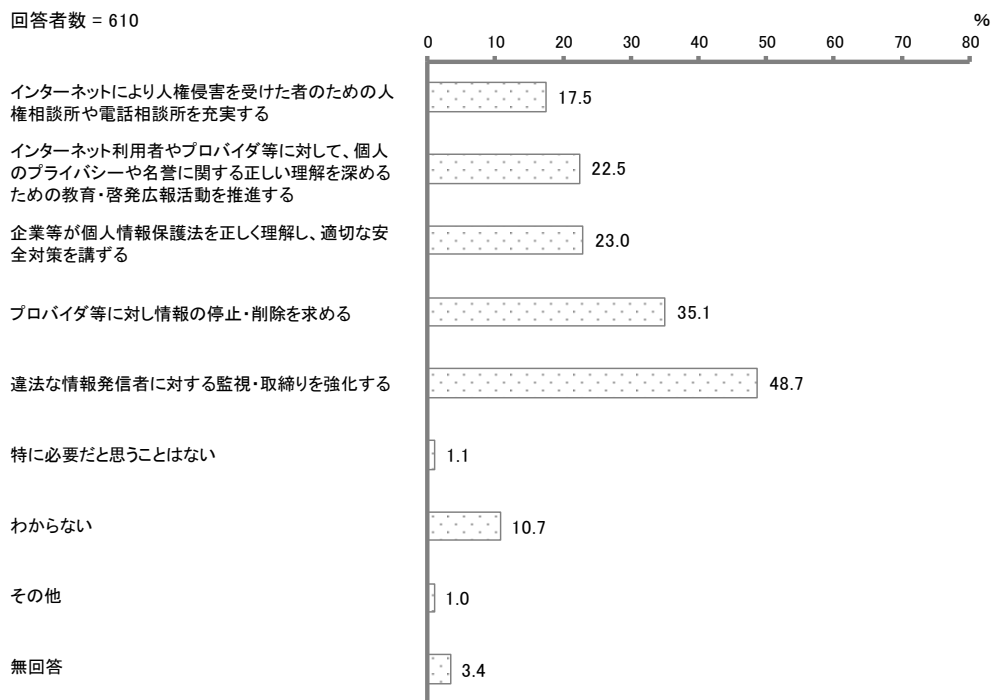
回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

回答者数 = 610



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- 相談体制と被害者救済対策の充実を図ります。

(3) 具体的な施策

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実	市民や児童・生徒に向けて、インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための研修や学習の充実を図ります。
相談体制の充実	誰もが相談しやすい身近な相談体制の充実を図ります。
悪質な情報などへの対応	法に基づき、悪質な情報を削除したり、発信者の情報開示を行うよう関係機関へ積極的に働きかけに努めます。

11 性的少数者の人権

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認を理由とする偏見・差別を受けている人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題に苦しんでいます。性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活のさまざまな面で、人権に関する問題が発生しています。

市民意識調査によると、性的指向の異なる人の人権問題について、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が43.0%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の割合が27.4%、「法律が整備されていないこと」の割合が21.3%となっています。また、性自認の異なる人の人権問題については、「性同一性障がいに対する社会的理解度が低い」ため、世間から誤解又は偏見の目で見られること」の割合が48.7%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の割合が27.7%となっています。

このため性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが課題です。

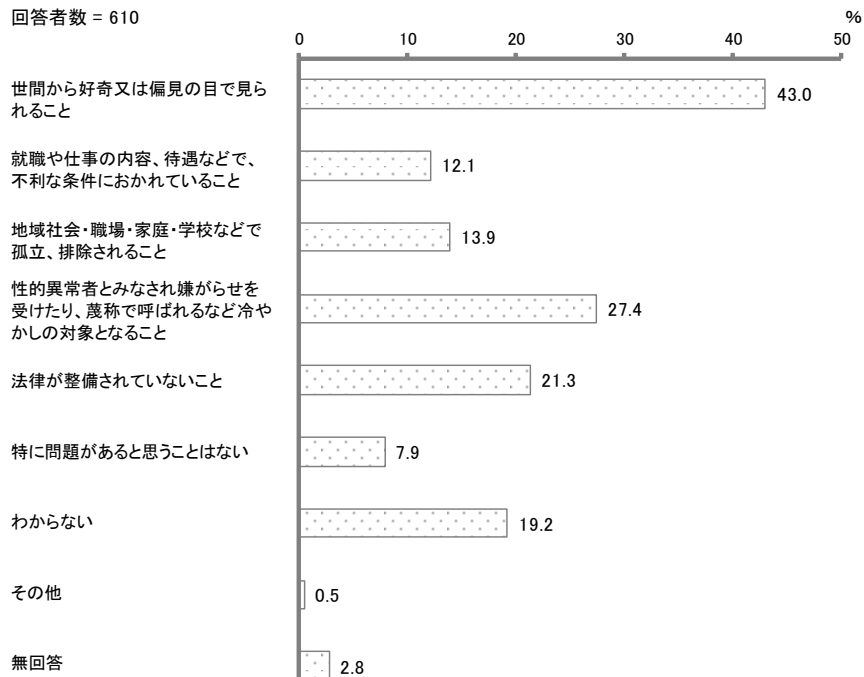
(2) 施策の方向

- 性自認について異なる人についての正しい知識の普及と理解を促進します。
- 同性愛など性的指向について、正しい理解を促進します。

(3) 具体的な施策

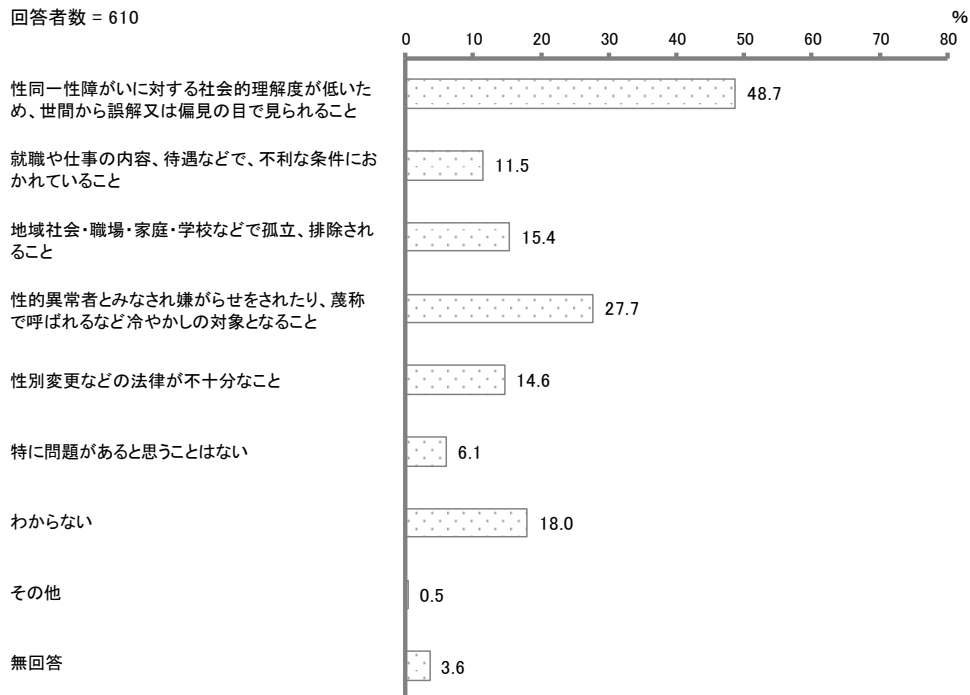
事業名・取り組み	事業・取り組み内容
性的志向、性自認についての啓発促進	○市民に向けて、性的指向や性自認に対する正しい知識の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
学習機会の充実	○学校教育や社会教育等で性的指向についての学習の機会を充実します。

性的指向の異なる人の人権問題について



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

性自認の異なる人の人権問題については



(平成28年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

12 その他の人権問題

私たちが暮らす社会には、その他多様な人権問題が存在します。ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者等、東日本大震災をはじめとする災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取り組みを行います。

事業名・取り組み	事業・取り組み内容
研修会、講座の充実	○その他の人権問題に対する理解を深めるための研修会、講座の充実を図ります。
広報などによる啓発の推進	○市広報などを通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。
相談体制の充実	○その他の人権問題に関する悩みや差別についての相談体制を充実するに図ります。



第4章

指針の推進体制

(1) 推進体制

人権に関わる問題は、「世界人権宣言」で規定される人種、皮膚の色、性、言語、宗教、といった偏見や差別から、社会構造の複雑化・多様化等を経て、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、インターネットによる人権侵害等、さらに複雑な広がりを見せるとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等、非常に多岐にわたってきています。

そのような中、人権施策についての総合的かつ効果的な推進を行うために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に従い、以下の視点を持って進めます。

- ① さまざまな発達段階に応じて行うこと
- ② 多様な機会をとらえて行うこと
- ③ 効果的な手法並びに市民の自主性を尊重したかたちで行うこと
- ④ 本市における施策実施部署の中立性を確保しつつ行うこと

また、普段から行政において、人権推進担当部局や会議の仕組みづくりも見据えながら、さまざまな関連部署との連携と協力、協議・検証を行い、指針及び施策の完成度を高めていきます。

(2) 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県・周辺自治体をはじめとした関係機関、人権擁護委員等の関係者との連携・協力を図り、人権に関わる団体などに対して、人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を進めます。

(3) 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識を持ち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取り組みが必要です。

また、人権問題に対し深い認識と実践力を持ち、地域において先導的役割を果たせるよう、特に職務上、市民の人権に関与することが多く、人権意識の向上が重要である本市職員はもとより、学校教職員、社会教育関係職員、医療・看護・福祉関係者、その他民間企業の従業員等に向けての研修や啓発を推進します。